

令和7年度高知県社会福祉審議会

- 1 開催日 : 令和8年2月9日(月) 18:00~20:00
- 2 場所 : 高知県庁本庁舎 正庁ホール
(高知市丸ノ内1丁目2番20号)
- 3 出席者 : 委員28名中19名出席
- 4 内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - 1) 第4期高知県地域福祉支援計画の進捗状況について
 - ・県担当課より計画の主要な項目について進捗状況の説明を行った。
 - 2) 報告事項
 - ①専門分科会・部会の開催状況について
 - ②精神障害のある方への医療費助成について
 - 3) その他
 - ・社会福祉法改正に向けた国の動向について情報共有を行った。

【主な質疑内容】○：委員、●：事務局

<第4期高知県地域福祉支援計画の進捗状況について>

No. 1 「高知型地域共生社会」の実現に向けた市町村の包括的な支援体制の整備と支え合いの地域づくり

- 多機関協働による支援を進めていくとのことだが、具体的にどのような形で進めていくことになるのか。
- 重層的支援体制整備事業を取り入れている市町村については、多機関協働事業を実施しないといけないことになっており、例えば市町村だけでなく地域の支援機関を巻き込んだ支援会議を設定し、その中で地域の課題解決に向けた対策を話し合ってもらいたい。また、複合的な課題を抱えた方や世帯の解決に向けても、みんなで知恵を出し合いながら解決策を探っていく。
- 県社協としても当然取り組まなければならない話だが、行政側からも一緒に歩調を合わせて取り組んでいただかないとなかなか進まないところがあるので、よろしくお願ひしたい。あわせて、孤独・孤立対策プラットフォームは実際どのような形で機能しているか。

- 昨年度末に立ち上げ、今年度は参加いただいた高知家地域共生社会推進宣言企業・団体をネットで繋ぎ、取組事例の紹介をさせていただいたところ。
- 厚生労働省が民間の様々な分野の方々と連携する「(生活支援) 共創プラットフォーム」を国レベルで作成し、それを全国にも届けていこうという流れがある。生活支援のツールを民間の力を借りながら提供できるようにしていく上でも、民間企業との連携は非常に大事だと思う。
- 行政主体のたて糸のところ、交付金事務の負担がすごく大変になっていると書かれているが、事務量を減らすというような工夫は難しいか。また、新たな地域活動の創出等に取り組む宣言企業・団体への支援において、地域の消防団への見守り活動参画の呼びかけがあるが、私が所属している自主防災会も見守りができると思うので、自主防災会にも参画をよびかけたらどうか。
- 事務負担の軽減については、重層的支援体制整備事業を実施する場合、様々な交付金を一括して申請したり実績報告をしたりする事務が発生し、その手間がかなりかかるため、簡素化できないか国に要望している。

また、新たな地域活動の創出等に取り組む宣言企業・団体への支援については、宣言企業が新しく事業を実施する際に補助金を交付して取組を活性化させようとするもの。その下の「消防団への見守り活動参画の呼びかけ」は別の取組だが、地域共生社会の取組が大きな災害が起こった後の被災者支援に応用・活用できるということで、日頃からの包括的な支援体制の中に消防団や自主防災会にも入っていただくよう働きかけをしている。
- 県が孤独・孤立対策に力を入れており、多機関協働支援につながったケース件数がB評価ということだが、今後S評価を目指して取り組みを進めていく中で、孤立して自ら支援を求めたくても求められない方々をどう引き上げてくるかが大事になってくると思う。アウトリーチ支援をいかに充実させていくかが重要と思うが、現状どのようにやっているのか。またその成果はどうか。
- アウトリーチ支援でどれくらい繋がったかというデータは持ち合わせていないが、重層的支援体制整備事業を取り入れている市町村については、例えば、訪問や電話を定期的にかけるなどの取組をしていただいている。重層的支援体制整備事業を取り入れたところ以外でも、例えば県の精神科病院にアウトリーチ支援を委託する事業を活用することができる。その他にも、民生委員、地域で活動している事業者と県との三者協定である見守り協定などを通じて、支援に繋がっていない方を発見して必要な支援に繋ぐという取組をしている。

- アウトリーチについては継続してやっていくことが非常に大事であり、そのためには人材も必要で、機能する仕組みづくりも大事になってくると思う。今後も、孤立対策を進めていく上で、気にかけていただきたい。
- 重層的支援体制整備事業について、2週間ほど前のニュースで交付金が大幅に削減されるという話もあった。行政主体のたて糸の項目に「重層(的支援体制整備)事業実施の有無に関わらず伴走支援を行う」とあるが、ここがすごく大事だと思う。特にまだ実施していない自治体に対する伴走支援について、具体的にどういったことを行っているのか。
- 県だけで市町村を支援するのは無理があるため、県社協への委託事業として市町村を支援する事業を実施している。国の交付金が下がっているとか事務負担が軽減されないということで重層事業の実施を躊躇されている市町村があるが、包括的な支援体制は社会福祉法上の努力義務であるため、どういったところがネックになっているのかを個別に事情をお聞きしながら、県社協と一緒に対策を考えている。
- 重層事業は5年経ったら補助率を下げるという話※もあり、市町村が重層事業をやる意義について疑問を持つケースがある。しかし、重層事業で磨いたノウハウや多分野連携の仕方、複合的な課題への対応の仕方が身につくのであれば、原点に立ち返って取り組むということもあると思うので、今後市町村と議論する中で考えていきたい。市町村行政のスタンスが非常に課題だということは重ねて申し上げておきたい。

※重層的支援体制整備事業は、事業開始から5年が経過した市町村について、多機関協働事業等に要する費用の国及び都道府県の交付割合がそれぞれ3分の1となる（5年以内は国1/2、都道府県1/4）。

No. 2 中山間地域等における様々な介護ニーズへの柔軟な対応/No. 3 福祉・介護人材の確保と介護現場の生産性の向上

- 介護事業所の認証評価制度が伸び悩んでいるということで、補助金の優先採択などのメリットを増やしていくとのことだが、以前の第3期計画の指標では「離職率」の割合が示されており、認証制度と人材の離職には一定の関連性があるのではないかと考えている。今回の第4期計画の指標では離職率がなくなり「充足率」で表されているが、認証制度があることで実際に離職が抑えられているのか、その関連性を今回の指標の中できちんと検証・分析することができるのか。
また、外国人介護人材の受入れについては、今回の衆議院選挙等の議論の中でも世間的な風評が取り沙汰されることがある。受入れる側として、外国人材をしっかりと守ってい

く仕組みが必要と思うが、(福祉の現場としても)しっかりとカバーできる「守り」の仕組みを構築できるのか。

- 離職率と認証評価制度の関連性については、現在実施している実態調査の中で離職率についても調査を行っている。認証を受けている事業所が実際に離職率が低いのかどうか、数値を確認したい。事業所からは、採用時に「認証を受けた働きやすい職場」としてPRに活用したいという声も多いため、県としても引き続き応援していく。

外国人材については、商工労働部とも連携しているが、介護現場としては「呼んで終わり」ではなく、受入れ後の定着とフォローを事業所にしっかり理解していただくことが大事。また、(県としても)日本語支援や介護技術の習得支援、その後のフォローにおける好事例を事業所へ横展開していくことが重要。

- 認証制度を導入することで実際に離職が抑えられているのか、ぜひ今回の調査結果を分析していただきたい。また、外国人材の確保は商工労働部が主管だが、福祉側としてもしっかりと連携しながら対応策を作っていただきたい。

- 外国人材について、悩んでいる方がいらっしゃるのではないかと想像した時に、外国人生活相談センター「ココフォーレ」との情報共有などはどうなっているか。

- 事業者向けのセミナーなどで、商工労働部としての施策や国際交流課の相談窓口などの情報提供をしっかりとしていくことが重要だと考えている。直接ココフォーレとやり取りをしているわけではないが、個別の相談が外国人の方から来て介護の関係だったりする時には、連絡をいただき、やり取りをしている。

- ココフォーレの方からの情報提供は難しいかもしれないが、何らかの形で定期的な情報交換していただくよう検討いただきたい。

- 訪問介護の月間平均利用回数 20 回という目標について、現状と比較すると 3.7 回足りないが、介護職員数はどのくらいいるのか。

- 訪問介護事業所の職員数について直接のデータは持ち合わせてはいないが、目標設定の背景には訪問介護員を減らさないようにして、増やしていくという狙いがある。単純な人員増だけでなく、デジタル化を進めて生産性を上げ、作業時間を減らすことで1日に行ける回数を増やすなど、あらゆる取組によって回数を確保していきたいと考えている。

No. 4 障害のある人への理解を深めるための基盤づくり

- 遠隔手話通訳について、県立施設は何カ所に置く予定か。また、箇所数は予算に関係ないか。
- まだ具体的に施設を限定していないが、県立美術館、坂本龍馬記念館、牧野植物園など、多くのお客様が来られる施設に2次元コードを置いて遠隔手話ができるようにしていきたいと考えている。予算については、1契約で上限は一定あるが、まだまだ利用がこれからなので、予算は足りる状況になっている。
- 防災関係のワークショップにおいて、手話通訳の方や聞こえない人・聞こえにくい人に入ってもらって困ることを出してもらった。例えば、(今は)聞こえる人も年を取ったら聞こえにくくなるので同じように考えないといけないなど、その人の立場に立って考えることができ、手話についての理解が深まった。実際の当事者の方と一緒にワークショップ等で体感してもらおうということがとても大事だと感じた。
- 当事者の方に参加してもらおうことで、どういうことにお困りかということも周りの方に見えてくると思うので、是非そういう形で皆さんに障害者の方の現状を知ってもらうという働きかけをしていきたい。
- (ワークショップの中で)避難所で行列ができていても、お弁当を配っているのか、衣服を配っているのかが分からない、真っ暗になるのが非常に怖い、トイレに入って「トントン」という音が聞こえないのが、聞こえる人にとっては何もないことではしょくけど、聞こえない人にとっては非常に怖い、といった当事者の生の声を聞いた。当事者とのワークショップもお願いしたい。
- 障害のある方の不便として、視覚障害のある方から、いろいろなタイプのトイレがあり、本当に困っているというお話も聞いた。ユニバーサルデザインということで、できるだけ統一できたらいいが、それぞれのデザイン性もあるので、なかなか難しいところもある。また、セルフレジについて、目の見えない方は大変で、いちいち「すみません」とお願いしないといけない。社会が優しい仕組みになるように、今後も全体で考えていかなければならないと思う。(障害のある方にとって優しい仕組みを作ることは、)結果として健常者にとっても使いやすいサービスにつながると思う。

No. 5 児童虐待防止対策の推進／こども家庭センター設置促進

(質疑等なし)

No. 6 南海トラフ地震における要配慮者への支援

- お願いしたいことが3点ある。1点目は、「支援力」も大事だが、自らが「どういうことを受けたいか」という「受援力」についても、日頃からしっかり考えて備えておくことが大事だと思う。2つ目は、災害時には社会の脆弱なところに歪みが集中し、困難をきたすことになる。日頃から「顔の見える暮らし」や「思いやりのある社会」づくりを重点に置いておかないと、大きな地震が来た際に、弱いところにしわ寄せがってしまうため、そのための対策を強くお願いしたい。3つ目は、マニュアルの作成について、マニュアルは完成させて満足するのではなく、必ずそれを実行して不備があるところを改めていくことが大切。当たり前のことではあるが、「できて良かった」で終わらせず、完成したところをスタートラインと捉え、「実践」してもらいたい。言うのは簡単だが行うのは非常に難しい部分となるので、是非ともよろしくお願いしたい。
- 受援力が大事という点については、保健医療の分野と一緒に受援のための訓練をしており、重ねてやっていく。日頃からの顔の見える暮らしについては、包括的な支援体制のよこ糸の活動を進めて、県民の皆さんに周りの方の異変に気づいてもらうことが根付いていけばと考えている。マニュアルについても、様々な訓練や県外での災害も参考にしながら定期的に見直しをしていく。
- 災害中間支援組織の整備について、平時からの災害対応の体制を整えていくということで、全国規模のネットワークである「JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）」と、県、県社協で協定を結ぶ予定。そういった民間の方々の力もいただきながら支援体制づくりを進めていく。

また、能登のときに高知県社会福祉法人経営者協議会として、DWATを初めて派遣したが、いざ高知県で災害が起きた際は、逆に全国の方に来ていただかないといけない。

来年度の4月から県社協にも「災害福祉支援センター」を設置し、本格的に進めていくこととしている。

あわせて、国の防災基本計画で「保健医療福祉調整本部」となっているが、高知県の地域防災計画ではまだ「福祉」が入っていない「保健医療調整本部」のままになっている。これから本部のマニュアルも作成していくことになると思うが、福祉部門として具体的にどういう関わり方になってくるのか。
- 高知県でも令和8年度中には正式に設置になるかと思う。今後は、本部の運営に福祉側の人間も関わっていくことになり、県内各地域の福祉施設の被災状況を収集して医療と連携して救助・救出活動に役立てたり、避難所の情報を集めてアセスメントに必要なチームの調整を本部でするといった活動になる。

- DWAT はこれまで避難所支援だったが、今後は在宅避難者や車中泊避難者も対象になるため、保健所チームや医療スタッフとどう連携していくかなど課題はいろいろとあるようだが、(県社協も)しっかり体制を整えていきたいので、よろしくお願ひしたい。

<報告事項：専門分科会・部会の開催状況について>

(質疑等なし)

<報告事項：精神障害のある方への医療費助成について>

- 制度上、原則として精神障害者保健福祉手帳 1 級の方が対象となるが、ご家族や支援されている方から「2 級も入れてほしい」という強い要望があった。いろいろなデータを集めながらどういう形がより良いのか、引き続き検討していただきたい。

<その他：社会福祉法改正に向けた国の動向について>

- 昨年の 12 月に厚生労働省から出された社会保障審議会福祉部会の報告書の概要として、以下の 5 点を説明。今後、これを受け関係法令の改正作業が進められる見込み。
 - ・地域共生社会のさらなる展開 (支援会議の拡大、事業評価の導入、分野横断的实施など)
 - ・頼れる身寄りがいない高齢者等への対応 (死後事務等の支援を第二種社会福祉事業に位置づけるなど)
 - ・社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方 (社会福祉連携推進法人による第二種社会福祉事業の実施など)
 - ・災害に備えた福祉的支援体制 (連携分野に防災分野を追加、DWAT の国による一元管理など)
 - ・介護人材の確保・育成・定着 (プラットフォームの制度化、多様な人材の確保・育成・定着、潜在介護福祉士に係る届出制度の拡充など)

<参考 URL>

社会保障審議会福祉部会報告書 (概要)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001614795.pdf>